

平成21年1月7日

部局等の長様

総務部長

平成20年度京丹後市3月補正予算の編成について

現在、平成21年度予算の編成中であり、一般会計の要求ベースでは約63億円の財源不足となっており、歳入の増額が困難な中、厳しい予算査定をしなければならない状況にある。

また、100年に一度といわれる世界的な金融危機に加え、实体经济の弱体化が進み、世界的に景気が後退している。わが国においても「安心実現のための総合対策」(第一次補正)、「生活対策」(H20.10.30閣議決定)、「生活防衛のための緊急対策」(H20.12.19閣議決定)など前例にない景気対策と生活支援を打ち出し、これらを含んだ第二次補正予算(案)も先日、国会へ上程されたところである。

こうした状況の中、一般会計補正予算(第4号)で、各事業者へのセーフティーネット対策経費等を計上したところであるが、本市においても雇い止め・解雇・休業による今後一層の状況悪化が懸念されるため、市民の雇用確保対策も講ずる必要がある。

平成20年度の3月補正予算は、国の第二次補正予算の動向を見据えつつ、平成21年度予算とも連動させた雇用対策・景気対策等を計上するとともに、平成21年度の組織・機構改革関連予算も計上するなど、例年にも増して重要な補正予算と認識されたい。

このため、今回の補正予算を編成するに際しては、産業・雇用総合支援推進本部の動向を十分に注視しつつ、別紙留意事項等を遵守していただきたい。また、平成21年度予算との整合性を確保するため、提出期限厳守で編成作業に望まれない。

なお、平成21年度予算編成作業と同時進行となるため、各部への財政課ヒアリングは、原則、実施しない予定としている。

(別紙)

京丹後市平成20年度3月補正予算編成上の留意事項等

京丹後市一般会計の財政状況

平成20年度補正予算の財源については、12月補正までに繰越金と普通交付税の全額を予算計上するとともに、景気対策の追加したこともあり、財政調整基金の繰入金も追加するなど極めて厳しい財源状況にある。

補正予算編成上の留意事項

(1) 特別的事項

- ・産業・雇用総合推進対策本部で検討されている雇用対策等については、厳しい財源状況の中での実施を検討していることもあり、財源の別枠がないこともあり、思いきった施策の展開には、平成21年度予算分も含め思いきった通常事業分の休廃止又は縮小による全庁的な財源確保が必要となることに留意すること。
- ・国の第2号補正予算で計上されている生活支援定額給付金(仮称)、ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)、子育て応援特別手当(仮称)、地域活性化・生活対策臨時交付金(仮称)をはじめとする新規施策等への対応は、所管部局で適切に対応すること。なお、地域活性化・生活対策臨時交付金に係るものについては、財政課で取りまとめることとしていること。
- ・平成21年度からの組織・機構の改編に伴う庁舎改修経費、引越し経費等の準備経費については、行財政改革推進課と十分に協議し、各施設の管理部局で必要最小限度額の予算見積りをすること。

(2) 政策・事業等説明資料の作成

- ・議会基本条例第7条及び第8条の規定に基づき新規施策等を中心に「政策・事業等説明資料」(様式4)を作成する必要がある。(全会計対象)
- ・留意事項については、様式中の記入要領のとおりであるが、下記の点に特に注意すること。

政策等を必要とする背景及び提案に至るまでの経緯

京丹後市総合計画(実施計画)との整合性

財源の見込み

将来にわたる効果及び費用(経費)

事業別予算説明資料と記載内容がほぼ同一のものが多く見受けられたため、この「政策等説明資料」には、より詳細かつ具体的な内容を記載すること。

産業・雇用総合推進対策本部での雇用対策等及び国の第2号補正予算関係分についても、作成する必要があること。

【議会提出までの主な流れ】(一般会計の場合)

補正予算編成方針の中で作成指示

補正予算見積書とともに財政課へ提出(作成対象は部局判断)

財政課ヒアリング等の資料として活用

財政課査定ベースにより訂正指示

議会提出事業を抽出した上での指示となる

市長査定終了後、再度、訂正指示(必要なもののみ)

財政課へ再提出し、財政課でページ数を追記し印刷製本

原則、財政課では内容の校正はしない。(原課責任)

議会へ提出

- ・これまで作成していた「補正予算説明資料」(事業別予算説明書)も引き続き作成することとしているため、内容の整合性を確保すること。

(3) 共通的事項

- ・既決予算の編成過程や過去の経緯等を十分に調査・理解した上で「補正予算見積書」を作成すること。
- ・市民局に関連する内容のものについては、本庁部局が中心となり市民局と十分に調整・協議した上で補正予算見積書を作成及び提出すること。
- ・関係部(課)と連携するとともに、例規との整合性を確保すること。
- ・新規の項目(事業)は、産業・雇用総合推進本部での雇用対策等並びに国の第2号補正予算に係るもののみ計上すること。なお、雇用対策等については、制度設計をきちんと整理した上で予算見積書を作成すること。
原則、補正予算見積書提出後の協議は実施しないように努めること。
- ・平成21年度へ繰越す事業については、その歳入の特定財源及び歳出の繰越事業費を的確に把握するとともに、繰越し理由の詳細を明確にした上で「繰越事業調書」(様式5)を作成すること。
- ・既決予算との比較、増減理由の未記載など補正予算の見積り根拠が不明確なものが非常に多いため、その根拠等を必ず記載すること。
- ・資料(業者見積書、現況写真等)は、全て添付すること。
- ・減額補正をする場合は、当初予算編成で配当した所属コードで減額すること。(配当替により予算措置された所属では減額しないこと。)
- ・各事業所管課で財務会計システムへ要求入力すること。この際、一般会計の歳入の財源充当については財政課で行うため、原課では入力する必要はないこと。

(4) 歳入

- ・決算を見据えた、確実な収入見込額で積算すること。この場合、予算計上済であっても収入されない部分については、空(加)財源となるため、今回の補正で必ず減額すること。

- ・国府支出金については、その交付申請額又は交付決定額などを参考に、平成20年度で確実に収入される額となるよう補正予算見積書を作成すること。
- ・財産収入及び寄附金については、予算未計上となっているものは、確実な額で計上すること。
- ・財源状況が極めて厳しいため、全ての費目において再点検し、把握漏れ等がないよう精査すること。

(5) 歳 出

- ・現時点において、未着手事業で年度内完了が確実に見込めない国府等の特定財源を伴わない事業については、本年度予算の実施見送り（減額）とすること。なお、翌年度への繰越事業については、客観的かつ合理的な理由により、翌年度へ繰越することが最も効果的で対市民等への説明責任が果たせると判断できるもののみを繰越事業として認めるものであること。
- ・確実な支出（決算）見込額を把握した上で、補正予算編成作業に取り組むこと。
- ・不用額となる部分については、今回の補正予算で減額すること。この場合、その減額する基準は各所管課の判断に委ねるものとするが、概ね、細節以下で100千円以上の不用額が発生する場合は減額するものとして補正予算見積書を作成すること。なお、補正予算編成過程の中で、予算計上しない場合もあることに留意されたい。
- ・国府補助事業等の特定財源を伴う事業については、その財源に合わせた歳出予算を編成しているため、その整合を図ること。この場合、歳出予算を減額する場合で、その減額幅が全体で100千円以下となる場合は、事務軽減のため歳入のみの減額でも可とする。なお、補助率が10/10の事業については、金額の大小にかかわらず全て歳入予算に合わせること。
- ・臨時職員賃金関係の予算については、「総務部 - 人事課 - 人事給与係」で予算登録しているが、補正予算を要求する場合は、任用担当課（原課）で予算見積りすること。
財務会計システムでの予算入力権限を原課に付与していないため、紙ベースでの予算見積書のみ作成し、提出すること。
- ・「債務負担行為」、「継続費」の設定が必要な場合は、事前に財政課と協議すること。
- ・「長期継続契約」に伴う予算要求をする場合、歳出予算事業別積算書（様式3）において「長期継続契約」である旨を明記するとともに、全体の契約期間及び金額を明記すること。
- ・現在までの予算編成でカットされた事業・項目については、要求しないこと。

(6) 特別会計等

- ・所管課で予算編成を行うこととするが、一般会計と関連のあるものについては、一般会計のスケジュールに合わせること。
- ・一般会計との繰入金（繰出金）については、原則、今回の補正予算で最終調整すること。また、一般会計からの繰入金に頼る内容については十分精査し、可能な限り減額に努めること。

- ・歳入歳出の補正予算総額を合わせた見積書を作成すること。

(7) その他

- ・今回の補正予算編成作業に関連し、平成20年度の全ての歳入歳出予算の財務会計上の執行状況の再点検を実施し、適正な状態で年度末を迎えることができるように準備すること。なお、一般的な確認内容は下記のとおりであるが、それぞれの執行内容に応じて適宜判断し、下記以外の項目についても確認すること。

歳入

- 適正な調定額となっているか（新規、増減含む。）
- 収入未済がある場合、未納者へ納入依頼をしているか
- 収入額は正しい科目（調定）で収入されているか
- 誤った収入に対する収入金更正又は還付は適正になされているか

歳出

- 会計管理者からの依頼のあった「支払管理と支払遅延防止対策の徹底等について」の管理状況を再確認すること
- 適正な支出負担行為となっているか（契約済のものの未起票等）
- 完了済のものについて、業者から未請求となっていないか
- 誤った科目での支出となっている場合、支出金更正がなされているか

平成20年度3月補正予算見積書等提出期限

平成21年1月23日（金） 厳守

- ・補正予算見積書（様式1～3）紙ベースで1部提出するとともに、財務会計への予算要求入力を完了させること。
- ・政策・事業等説明資料（様式4）繰越事業調書（様式5）については、メール提出
事業説明書については、財政課で事業を指定し作成依頼することとしているため、後日連絡するものであること。

20年度3月補正予算編成スケジュール(案)

(一般会計の場合)

| 月 | 日 | 曜日 | 全体 | 各部(課)等 | 財政課 | 予算過程公表 |
|---|----|----|-------------------|----------------|--|----------------------|
| 1 | 7 | 水 | 補正予算編成の通知 | | | 20年度補正予算 編成方針の公開 |
| | 8 | 木 | | | | |
| | 9 | 金 | | | | |
| | 10 | 土 | | | | |
| | 11 | 日 | | | | |
| | 12 | 月 | | | | |
| | 13 | 火 | | 予算見積書作成作業 | 各部課等からの質問等への対応 | |
| | 14 | 水 | | 本庁・市民局と協議・意見調整 | | |
| | 15 | 木 | | | | |
| | 16 | 金 | | 財務システムへの予算要求入力 | | |
| | 17 | 土 | | | | |
| | 18 | 日 | | | | |
| | 19 | 月 | | | | |
| | 20 | 火 | H20予算理事者査定(補助金査定) | | | |
| | 21 | 水 | | | | |
| | 22 | 木 | | | | |
| | 23 | 金 | 補正予算見積書等提出期限 | | | |
| | 24 | 土 | | | | |
| | 25 | 日 | | | | |
| | 26 | 月 | | | | |
| | 27 | 火 | H20予算理事者査定(最終査定) | | | |
| | 28 | 水 | 29日は未実施 | 財政課からの質問等への対応 | 見積書点検 H21予算関連確認 財政課査定 説明資料事業選定 理事者査定準備 | |
| | 29 | 木 | | | | |
| | 30 | 金 | | | | |
| | 31 | 土 | | | | |
| 2 | 1 | 日 | | | | 市民への予算公開(要求ベース) |
| | 2 | 月 | | | | |
| | 3 | 火 | | | | |
| | 4 | 水 | H21予算地区要望復活査定 | | | |
| | 5 | 木 | | | | |
| | 6 | 金 | | | | |
| | 7 | 土 | | | | |
| | 8 | 日 | | | | |
| | 9 | 月 | | | | |
| | 10 | 火 | | | | |
| | 11 | 水 | | | | |
| | 12 | 木 | 3月補正市長査定 | | | 市民への予算公開(財政査定・補正最終案) |
| | 13 | 金 | | | | |
| | 14 | 土 | | | | |
| | 15 | 日 | | 補正予算事業説明書作成 | 予算案最終調整 補正予算書・説明資料印刷作業 | |
| | 16 | 月 | | | | |
| | 17 | 火 | | | | |
| | 18 | 水 | | | | |
| | 19 | 木 | 議案の総務課提出(予定) | | | |
| | 20 | 金 | | | | |
| | 21 | 土 | | | | |
| | 22 | 日 | | | | |
| | 23 | 月 | 議会運営委員会(予定) | | | |
| | { | { | | | | |
| 3 | 2 | 月 | 定例会初日(予定) | | | |

本スケジュールは確定したものではありません。